

令和8年1月13日
北海道開発局

指名停止措置を行いました

～「不正又は不誠実な行為」～

北海道開発局は、SEQUENCE GROUP株式会社に対し、契約締結を辞退したことから指名停止3ヵ月の措置を行いました。

(「北海道開発局工事契約等指名停止等の措置要領」別表第2第15号に該当)

SEQUENCE GROUP株式会社は、令和7年12月10日に開札した、室蘭開発建設部発注の「室蘭開発建設部庁舎4階外照明更新作業」の落札者となりましたが、履行期限内に完了することが困難であることを理由に契約締結を辞退したことから、指名停止措置を行うものです。

記

1. 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住 所
SEQUENCE GROUP株式会社	埼玉県春日部市緑町5丁目3番36号

2. 指名停止措置期間：令和8年1月13日～令和8年4月12日（3ヵ月）

3. 指名停止措置の範囲：北海道開発局管内

4. 参考

○指名停止措置要領別表第2第15号

措 置 要 件	期 間
(不正又は不誠実な行為) 15 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から1ヵ月以上9ヵ月以内

【問合せ先】 国土交通省 北海道開発局 電話（代表）011-709-2311

開発監理部 会計課 会計指導官 五十嵐 輝（内線5703）

開発監理部 会計課 上席専門官 小川 英人（内線5833）

北海道開発局ホームページ <https://www.hkd.mlit.go.jp/>

